



神苑の決意

主張

天皇退位特例法と憲法・神話・国民

本号の内容

【主張】天皇退位特例法と憲法・神話・国民（木川智）：1
 /【解説】「共謀罪」廃止を求めろーあらためてその危険性を訴えるー（西山徹）：3 /【論評】平良好利「戦後沖縄と米軍基地ー沖縄基地をめぐる沖米日関係ー」を読み解く（高井七海）：5 /【連載】アジア放浪記ー歴史を掘り起こし日本を見る②（仲村之菊）：7 /活動報告：9 /花瑛塾日誌：16 /編集後記：16

頒価：1部 1000円
 （別途送料 160円）

先月九日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（以下「特例法」とする）が国会にて成立し、公布された。

退位については、昨年八月に天皇陛下がビデオメッセージにて象徴天皇制のあり方とご自身そして今後の天皇の退位について国民に示された通りであり、今般、天皇退位特例法の成立により、退位が実現する道がひらかれたことは、ひとまずよしとしたい。

同時に、特例法制定過程で、今後の象徴天皇制のあり方を考える上でいくつかの大事な論点が明るみとなった。以下、それらを提示しつつ、検討したい。

天皇退位特例法成立に関する論点

第一に、天皇の退位という事柄は、特例法ではなく皇室典範の改正で対処されるべきであった。無論、特例法は、退位の対象を「天皇陛下」ではなく「天皇」と記すことにより事実上の恒久的措置をとっているが、やはり皇室典範の改正手続きをとるという王道で進めたかった。

第二に、いわゆる女性宮家問題も含め、今後の皇族の減少にともなう女性皇族の処遇、さらには女性・女系天皇の問題など皇嗣のあ

り方について、幅広い真剣な議論があるべきだったが、付帯決議というかたちでやり過ぎられてしまった。

第三に、天皇陛下の退位の意志表明は、象徴天皇制が天皇個人の人格に負うものであるということが明るみとなったという点である。もし象徴天皇制下の天皇が、天皇陛下のようなお人柄でなければ、今日のように皇室と国民が信頼関係を取り結ぶことはなかった。

第四に、退位に関連し、天皇陛下が常に自戒されていたことであろう「天皇の政治行為」に踏み込んでしまったという点である。退位という近代天皇制において異例の事態であり、

「神苑の決意」 主筆 木川智